

■教育・保育施設の状況及び提供体制について

1. 公立保育園・認定こども園・小規模保育事業の入所状況について

【公立保育園（平成29年度利用者見込）】

施設名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
西枇杷島	150人	6人	21人	27人	42人	41人	41人	178人
芳野	140人	3人	18人	20人	32人	26人	25人	124人
本町	120人	4人	12人	18人	20人	25人	27人	106人
一場	90人	2人	12人	10人	18人	16人	30人	88人
花水木	280人	12人	32人	38人	61人	69人	69人	281人
新清洲	100人	6人	9人	20人	19人	33人	23人	110人
朝日	120人	4人	12人	16人	30人	21人	32人	115人
須ヶ口	180人	8人	30人	36人	51人	46人	38人	209人
土器野	120人	9人	12人	20人	13人	18人	14人	86人
桃栄	150人	6人	20人	19人	30人	33人	32人	140人
星の宮	160人	5人	15人	25人	40人	44人	33人	162人
中之切	100人	0人	15人	11人	20人	21人	21人	88人
ネギヤ	160人	3人	16人	14人	40人	29人	28人	130人
合計	1,870人	68人	224人	274人	416人	422人	413人	1,817人
【参考】H28計	1,870人	46人	221人	265人	414人	423人	459人	1,828人

（参考：園児の年度別 3歳未満児・3歳以上児比率）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～2歳児	444人(26.9%)	431人(25.3%)	507人(27.9%)	532人(29.1%)	566人(31.2%)
3～5歳児	1,208人(73.1%)	1,274人(74.7%)	1,306人(72.1%)	1,296人(70.9%)	1,251人(68.8%)
計	1,652人	1,705人	1,813人	1,828人	1,817人

【認定こども園（平成29年度利用者見込）】

施設名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
ゆめのもりこどもえん	幼：90人				28人	27人	一人	55人
	保：30人	4人	8人	8人	8人	8人	一人	36人
計	120人	4人	8人	8人	36人	35人	一人	91人

※5歳児は開園2年度目のため募集を行っていない。

【小規模保育事業所（平成29年度利用者見込）】

施設名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
清洲なのはな保育園	18人	2人	4人	6人	12人

2. 公立幼稚園の入園状況について

【公立幼稚園（平成29年度利用者見込）】

施設名	定員	3歳児	4歳児	5歳児	計
西枇杷島第一幼稚園	215人	65人	50人	70人	185人

3. 学校法人佑愛学園から的一场保育園認定こども園化申し出について

■私立幼保連携認定こども園への移行に伴う覚書（案）について

一場保育園の民営認定こども園化を進めるにあたり、運営内容について覚書及び諸条件を学校法人 佑愛学園と次の内容で締結する予定。諸条件の期間については、開園の前年度末（H32.3.31）時点で一場保育園に在園している園児が引き続き利用し、卒園するまでの間（H37.3.31まで）とし、それ以降で運営内容を変更する場合は、三者協議で合意を得るものとする。

清須市一場保育園の私立幼保連携型認定こども園への移行に伴う覚書（案）

清須市（以下、「甲」という。）と、学校法人佑愛学園（以下、「乙」という。）は、清須市一場保育園を平成32年4月1日に私立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）に移行することに伴い、移行後の運営等について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（遵守事項）

第1条 乙は、認定こども園の運営にあたって、別紙の「**清須市一場保育園の私立幼保連携型認定こども園移行にかかる諸条件**」の内容を遵守するものとする。

（協議内容の履行）

第2条 乙は認定こども園の運営にあたって、甲、乙及び当該保育園（移行後は認定こども園）の保護者代表からなる三者協議会において合意した内容を誠実に履行するものとする。

（遵守項目及び協議内容の履行の検証）

第3条 甲は第1条の遵守事項及び前条の協議内容の履行が確実になされているかどうかについて検証を行い、乙はこれに協力するものとする。

（効力の発生）

第4条 この覚書の効力は、平成29年4月1日から発生するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

2 この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第6条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

■私立幼保連携認定こども園への移行にかかる諸条件（案）について

主な項目		主な内容						
1	認定こども園運営について							
	(1) 開所日及び開所時間	現行の一場保育園と同じ						
	(2) 認可定員及び定員構成	市が示す条件						
		保育園部分	0～2歳：30名	3～5歳：90名	120名	計130名		
		幼稚園部分	3～5歳：10名		10名			
	(3) 事業内容	ア 教育・保育内容	(1) 認定こども園運営に係る各種要領・指針の基づいた教育・保育の実施、子育て支援事業の実施 (2) 障がい児保育の実施 (3) 一場保育園年間行事の継承					
		イ 調理業務	・ 給食は自園調理とし、アレルギーへの配慮をすること ※ ただし、満3歳以上児は一定の要件を満たす場合、外部搬入を可とする。					
2	職員の配置について	国、県、市が定める基準により次の職員を配置する 園長・主幹保育教諭・保育教諭（※）・調理員						
		※年齢配置基準	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
			3：1	6：1	6：1	20：1	30：1	30：1
3	保護者の利用負担について	(1) 利用料（保育料）は、清須市が定める額 (2) 移行前に徴収していた行事、教材等にかかる実費徴収額 (3) 保育園部分の3歳以上児の主食（パン・ごはん）代 (4) 新たなサービスに伴う実費相当額（バス送迎費等） ※ (1)～(3)は、公立保育園と同様とし、(4)については、三者協議（市・保護者・法人）により、保護者の理解を得たうえで変更可とする。						
4	移行準備に関すること	(1) 一場保育園が開催する保護者説明会に出席する。 (2) 三者協議（市・保護者・法人）を実施する。 (3) 引継ぎ、共同保育を実施する。						
5	認定こども園建設に関する条件	(1) 関係法令、基準を遵守した2階建て以下とする。 (2) 駐車場の確保など、交通に対する対策を講じる。						

※条件等を変更する場合には、必ず市と十分に協議する。